

令和6年度
宮城蔵王観光株式会社 安全報告書

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解を賜り誠に有難うございます。当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めています。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、ご意見を頂戴できれば幸いです。

宮城蔵王観光株式会社
みやぎ蔵王えぼしリゾート
代表取締役 門脇 次男

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社は「安全基本方針」を以下のように定め、社長以下職員に周知徹底しております。
ア、一致団結して輸送の安全の確保に努めます。

イ、輸送の安全に関する法令及び関連する規程類を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

ウ、職務の実施に当り、推測せず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱をします。

エ、事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を取ります。

(2) 安全目標

索道輸送安全目標は「運転事故0の継続」でしたが、結果は索道運転事故を1件発生させてしまいました。関係者に深くお詫び申し上げますと共に、引き続き目標達成に向けて取組む所存です。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身事故）

山頂停留所で係員が居眠りをしていたことにより、索道の非常停止処置及び乗降補助対応が出来ず、乗客が搬器に接触し負傷した事故が発生しました。今後とも事故防止に努めてまいります。（詳細は別紙事故報告書添付）

(2) 災害

令和6年度、災害等による運行停止は有りませんでしたが、強風による運行停止が発生し、ご利用の皆様にはご迷惑をお掛け致しました。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和6年度、国土交通省へのインシデント報告は有りません。

(4) 行政指導等

索道の人身傷害事故による再発防止対策について指導を受けました。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

①輸送の安全確保のためシーズン営業開始前に安全教育を実施しました。

②応急手当講習でAEDの取扱いについて実施しました。

(2) 緊急時対応訓練ゴンドラリフトからの救助訓練を消防署と合同で実施しました。



(3) 安全のための投資と支出

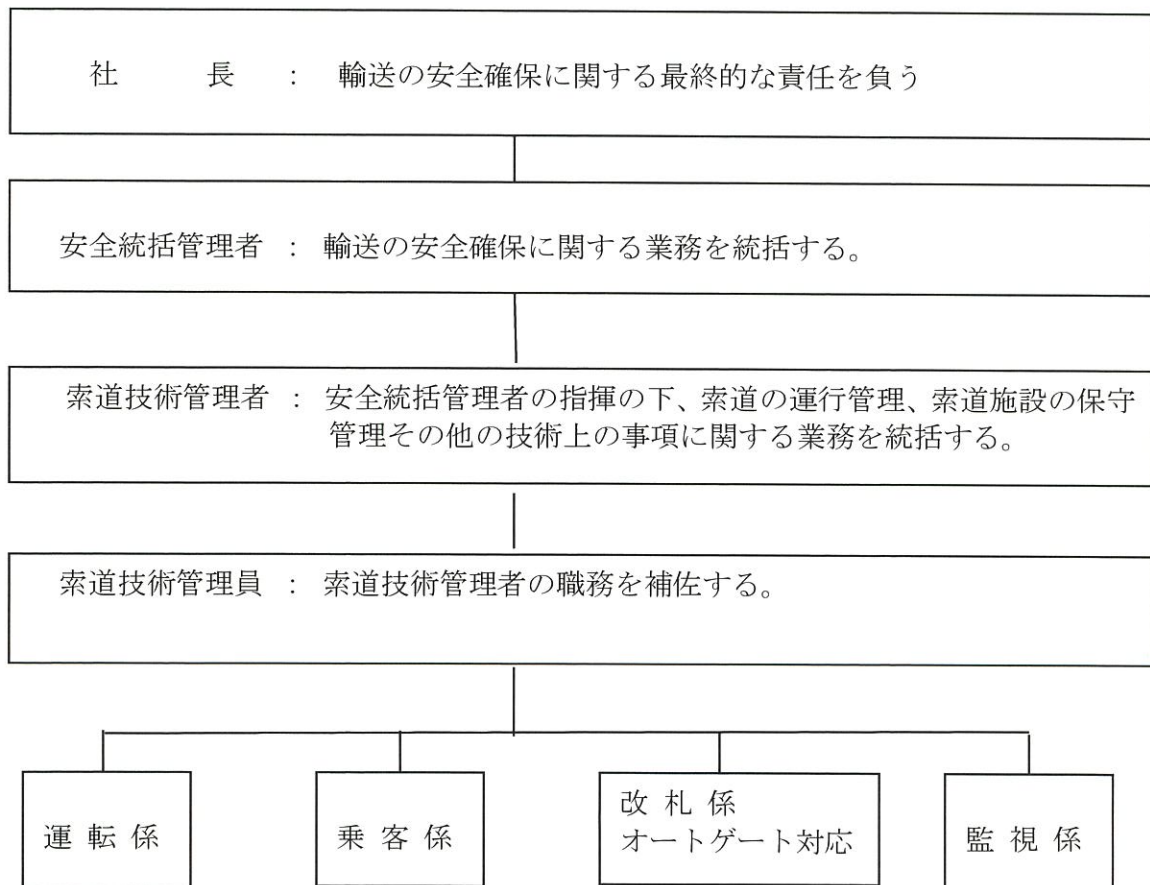
安全の維持・向上のため施設の点検整備を定期に実施しています。主な整備内容は以下のとおりです。

- ① ゴンドラリフト(緊張索更新、原動大滑車ゴムライナー更新)
- ② ペアリフト(握索機分解点検)

5. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

索道安全管理体制図



6. 利用者の皆様へお願い

(1) リフト乗車時の注意事項

- ① リフト利用に不安な方は申し出て下さい。
- ② 「乗り場」の表示位置でスキー・ボードを正しく前に向けて待機して下さい。
- ③ リュック等は膝にのせ、衣服等のヒモにも注意して下さい。
- ④ ボーダーは流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。
- ⑤ 乗車中は深くこしかけ、椅子をゆらしたり、飛び降りたりしないで下さい。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒989-0998

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉倉石岳国有林

宮城蔵王観光株式会社

TEL : 0224-34-4001 FAX : 0224-34-3112

索道運転事故報告書

東北運輸局長 殿

事業者名 宮城蔵王観光株式会社

提出 令和7年 3月 21日

発生日時	令和7年 3月 1日 13時 30分頃 天候 晴れ
事故種類	索道人身障害事故
場所	みやぎ蔵王えぼし石子ペアリフト 山頂停留場内 折返し滑車付近
死傷者数	死亡者 乗客 人、乗客以外の旅客 人、索道係員 人、公衆 人、計 人
	重傷者 " 人、 " 人、 " 人、 " 人、計 人
	軽傷者 " 1人、 " 人、 " 人、 " 人、計 1人
運転支障	復旧 3月 1日 13時 35分 支障時間 5分
関係者	氏名 若林 洋輝 職名 監視係 年齢 26才 現職勤続年月数 3ヶ月
原因	山頂監視係が居眠りをしていたことにより、非常停止手配及び乗降補助対応が出来なかったため。
再発防止対策	全係員に対して、朝礼、終礼にて事故概要を説明し下記の対策を行うよう周知徹底を図った。 ・朝礼点呼での体調確認を1人ずつ対面で行うこととし、これまでの点呼配置記録に追加した。(体調、体温、アルコールチェック、前日の勤怠状況確認、服装身だしなみ) また、遅れて出勤した者に対しても同様の点呼を行う。派遣人員についても同様の点呼を行うが、派遣元に他での就労状況を提出させ、夜勤明け、過労での勤務にならないよう徹底してもらうこととした。 ・山頂停留場の配置を基本的に2名体制とすることとした。やむを得ず1名体制の場合は5分毎に勤務状態を上下間で確認しチェックシートへの記入を追加することとした。 ・リフト山麓山頂間で、乗降補助等要する乗客の連絡を密にとり、安全に降車出来るよう対応することとした。

概況

みやぎ蔵王えぼし石子ペアリフト山頂停留場にて、乗客Aが降車位置付近に近づいても居眠りしており、折返し滑車中程まで乗車のまま到達。先行搬器で降車した乗客Bがそれに気づき、乗客Aを搬器より引き降ろした。引き降ろしの際、後続の接近してきた搬器手摺りに乗客Bの左肩が接触し負傷した。

当時、係員は山麓停留場に3名(運転係、案内係、改札係)及び山頂停留場に1名(監視係)配置。山頂停留場の監視係は山頂停留場監視所内で居眠りをしており、状況把握、非常停止の手配を取れていなかった。

なお、当日索道係員に体調不良者が出たため、当該監視係は急遽勤務となり、朝礼点呼に参加出来ず、体調確認を怠り、そのまま配置についている。

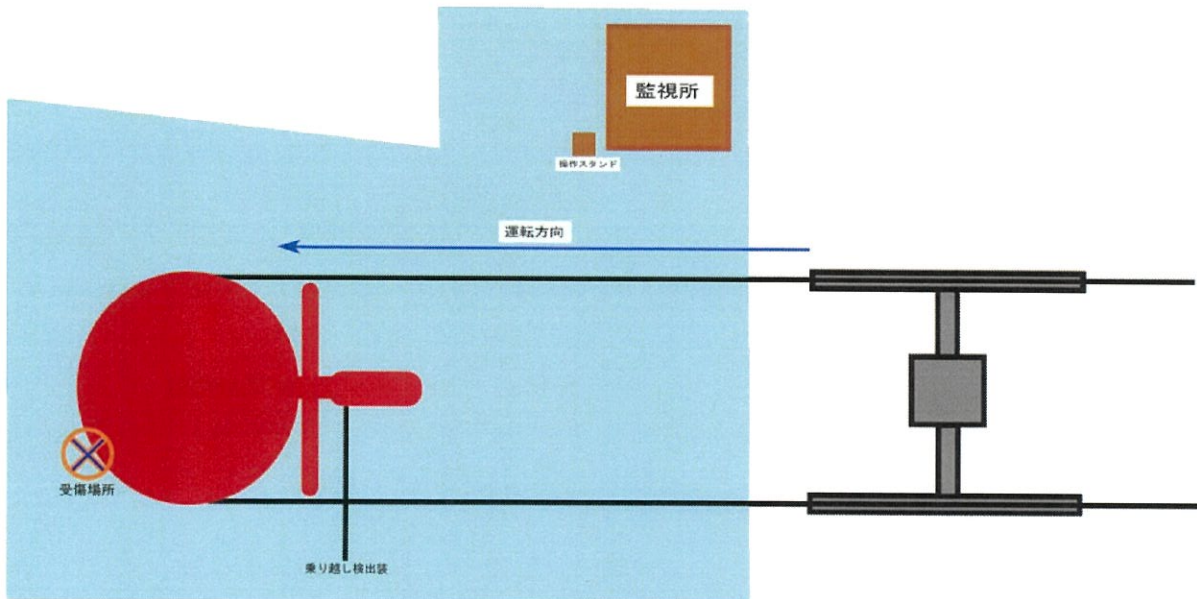


索 道 種 類			1. 普通索道 〔 交走式 循環式 その他 〕 ②. 特殊索道 〔 循環式 滑走式 その他 〕	白 然 災 害	1. 水 害 2. 風 害 3. 雪 害 4. 震 害 5. 雷 害 6. 霧 害 7. 落 石 8. 冷 害 9. 気温上昇 10. 倒 木 11. その他
事 故 種 類			1. 索条切断事故 2. 搬器落下事故 3. 搬器衝突事故 4. 搬器火災事故 ⑤. 索道人身障害事故	人 身 関 係	1. 線路内立入り 2. 搬器から転落 ③. 停留場で接触 4. 施設の巡回中 5. その他の作業中 6. その他
原 因 大 別			①. 索道係員 2. 索道施設 3. 索道外 4. 自然災害	備 考	
索 道 係 員	取 扱 い	運 転 士	1. 信 号 2. 合図、標識 3. 速度超過 4. 制 動 5. 職場離脱 6. その他	索道係員 取扱い 監視員 その他＝居眠り	
		車 掌	1. 信 号 2. 合図、標識 3. 列車防護 4. その他		
		停留場 係員	1. 信 号 2. 合図、標識 3. 職場離脱 4. その他		
		監視 員	1. 合図、標識 2. 職場離脱 ③. その他		
		保守 係員	1. 検 査 2. 監 督 3. その他		
		管理 者	1. 指 示 2. 確 認 3. その他		
	素 因		1. 仮 眠 2. 錯 誤 3. 失 念 4. 憶 測 5. 知 識 6. 技りよう ⑦. 怠 慢 8. 設備、機器不適切 9. その他		
背後要素		①. 疲 労 2. 薬 害 3. 心 労 4. 精神し緩 5. 疾 病 6. 検査不良 7. その他			
索 道 施 設			1. 索 条 2. 緊張設備 3. 支 柱 4. 滑 車 5. 保護設備、防護設備 6. 搬 器 7. 走行装置 8. 握索装置、接続装置 9. 救助設備 10. 保安設備 11. 電 源 12. その他		
索 道 外			1. 妨 害 2. 線路内支障 3. 線路内立入り 4. 火 災 5. 電 源 6. その他		

注) 1. 「事故種類」は、事故が鉄道事故等報告規則第3条第2項に掲げる二種類以上の索道運転事故に該当する場合には、同項各号の順序に従って最先位の種類を当該事故の種類とすること。
2. 「死亡者」には、即死者及び負傷後その負傷に起因して24時間以内に死亡した者を記入すること。
3. 「重傷者」には、30日以上医師の治療を要する負傷者を記入すること。
4. 「軽傷者」には、重傷者以外の負傷者を記入すること。
5. 「関係者」には、当該事故の発生に関係した索道係員を記入すること。
6. 裏面各欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
7. 備考欄には、「その他」に該当する事項についての説明を記入すること。

別紙

○概況図



○事故再現

- ・寝ている乗客A（子供）を乗客Bが引き下ろす様子



- ・後続の接近してきた搬器に乗客Bの左肩が接触した様子

